

【オープンキャンパス模擬講義】

聖徳太子と公務員

— 現代日本社会学部専門科目「日本人物論」の一齣 —

新 田 均

はじめに

今日の日本の大学ではどこでも、その大学への進学を考えている学生のために、大学のことをよりよくしてもらおう機会として、オープンキャンパスを行っている。本学でも年三回開催されているが、現代日本社会学部の教員として、私は模擬講義（40分）を二回担当した。現代日本社会学部専門科目の中に「日本人物論」というオムニバス形式の講義があり、私はその中で聖徳太子について講義している。模擬講義ではその一部を話した。日本の歴史を知り、伝統を身につけて現代の課題に対処するという現代日本社会学部の教育目的を理解してもらうのに適当な部分だと考えたからである。

ここでその内容を紹介するのも意図は同じである。現代日本社会学部の教育において、歴史と伝統を現代の課題とどのように結びつけようとしているのか。その一端を知っていただくためである。

なお、講義の紹介という文章の性格上、以下では「です、ます調」で記述することをお許し願いたい。

1. 現代日本社会学部とは

「日本人物論」という現代日本社会学部専門科目の模擬講義をはじめるに当たって、どうしてこのような科目が置かれているのか、それを理解していただくために、現代日本社会学部の「教育目的」から説明を始めたいと思います。それは「様々な問題に直面している現代日本において、実際に問題に取り組み、

乗り越えて、未来を拓く志と能力をもった若者を育てる」ということです。

現代日本は様々な分野の問題に直面していますが、本学部が特に重視し、取り組みたいと考えている問題の分野は「政治・経済」「地域社会」「福祉計画・社会福祉」「伝統・文化」の四つです。

そして、この四つの分野に送り出したい人材像（ディプロマ・ポリシー）は、志、能力、知識という面で言えば、「職業を通じて、国家社会に貢献するという志を持っている」「自らの職業の意義と課題を理解しており、それに応えられる自覚と基礎的能力を身につけている」「実際に国家・社会に貢献した人物の業績や人柄を知っている」ということになります。この三番目の目標にそって設けられている科目が「日本人物論」です。

現代日本社会学部が出口として具体的に想定している職業は、公務員、ジャーナリスト、一般企業、地域産業、伝統産業、福祉関係ですが、特に公務員には、政治経済、地域社会、福祉、伝統文化といった要素がすべてふくまれています。詳しくは、皇學館大学現代日本社会学部ホーム・ページ (<http://nippon.kogakkan-u.ac.jp/>) を見て下さい。

2. 公務員とは

それでは、現代日本社会学部が主要な出口の一つとして想定している「公務員」とは、どんな職業なのでしょう。日本における最も基本的な法律である日本国憲法は、第15条第2項で「すべて公務員は、全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」と規定しています。「全体の奉仕者」というのは、すべての人のために、自らの利益とは無関係に働く人という意味です。その反対が、一部の奉仕者で、自分に利益を与えてくれる人のために働く人です。働き方としては、こちらの方が普通で、一般人は自分の労働に対して賃金を支払ってくれる人や、自分が生産したものを買ってくれる人のために働きます。ところが、公務員は、みんなのために、言い換えれば、公のために、直接的には自分に利益を与えてくれない人のために、個人的な利益を考えないで仕事をする人、つまり、公益のために働く人なわけです。

それでは、このような特別な性格をもつ公務員という職業を、日本で最初

に考えたのは誰かといえば、それが聖徳太子なのです。

3. 聖徳太子の時代の国制と課題

聖徳太子は、574年に第31代用明天皇の皇子として誕生し、592年に叔母の推古天皇が即位したのを受けて、翌593年に皇太子、摂政となりました。622年にお亡くなりになるまでの業績としては、遣隋使の派遣、冠位12階の制定、17条憲法の制定、『勝鬘経』『維摩経』『法華経』といった仏経典の注釈、『天皇記』『国記』『臣連伴造国造百八十部ならびに公民などの本記』といった歴史書の編纂などが有名です。

この聖徳太子が生きた時代の国の仕組みは、豪族と呼ばれる地縁・血縁集団が土地と人民を所有し、その多さを地位の源とするという制度で、氏姓制度といます。当時の政府である大和朝廷は、豪族が集まって作っている連合政権で、力の大きな豪族が高い地位につくという原則で運営されていました。日本の国内に大和朝廷に従わない豪族がまだいて、その豪族を次々に従えていくという形で大和朝廷が拡大を続けている内はよかったです。国内が一応統一されてしまうと、政府を構成する豪族同士の勢力争いが激しくなり、特に聖徳太子のころには流血の争いが多く起きるようになりました。海外に目を向けると、中国大陸には隋という大帝国ができて、日本は対外的にも脅威を感じざるを得ないような状況になっていました。

摂政という天皇を補佐する位についた聖徳太子は、この内外の危機に対処するためにはどうしたらいいのか、すなわち、どうしたら豪族同士の争いを鎮めて、国内を安定させ、対外的にも強力な国にすることができるのか、を真剣に考えられました。その結果到達したのが、豪族同士の争いの原因である土地と人民の私有制度の廃止して、土地も人民も直接に国家が支配するという全く新しい国家の構想（公地公民制度）でした。後から改めて説明しますが、その国家構想を表明し、新しい国家を運営するのに相応しい役人（臣）とは如何なる存在か、如何なる心構えをもっていなければならないかを説いたのが、604年に定められた17条憲法でした。

17条憲法の第12条には、「国司・国造は人民から搾取してはならない。国に二

人の君はなく、民に二人の主はない。国内の人民は、王を主とする。任用された官司は、みな王の臣である。どうして公の税のほかに、人民から搾取などできようか」（新編日本古典文学全集『日本書紀2』小学館、以下の引用も同様）と書かれています。ところが、この当時の国制の基本は、前に説明したように氏姓制度でした。ですから、民の主は王、すなわち天皇ではなくて、各地に存在する豪族の長であり、彼らがそれぞれの集団の慣習にしたがって民から税を取り立てているのが普通の状態でした。したがって、この条文に書かれていることは、当時の一般的な状態ではなくて、このような国家であるべきだと聖徳太子が考えた国家理想の表明として理解しなければなりません。そのような観点から読んでみると、17条憲法に「君」「臣」「民」「国家」「公」という言葉が散りばめられている理由もよく分かります。

4. 公地公民国家へ向けての努力

公地公民が制度として確立されるのは、中大兄皇子と中臣鎌足らによる大化改新を待たなければなりません。聖徳太子自身も自らの構想の実現に向けた努力をなさっておられます。

まず聖徳太子は、制度の改革に先立って、制度の前提となっている人々の心を変えようとされました。それが仏教導入の試みでした。豪族の力の源になっている土地や人民を取り上げて国家に収めるなどという改革は、彼らが自分たちの利益に執着してはとてできるものではありません。そこで、まず、彼らの執着を解くために、世俗の利益を追求することの無意味さを知らせる必要がありました。「世間虚仮、唯仏是真」（この世はすべて仮のもので、空しいものだ。ただ仏の教だけが真実である）という聖徳太子の言葉が伝えられています。つまり、太子は、仏教を広めることで、豪族達に物欲の空しさを知らせ、そこから離れるように導こうとしたわけです。彼が解説をつくり、推古天皇に講義したりもした『勝鬘経』『法華経』、それから『維摩経』といった仏経典は、いずれも大乘仏教典で、出家しないで世俗の生活を営みながらでも仏教の真理を身につけることができることを説いたものです。『勝鬘経』は「勝鬘」という世俗のお姫さまが体得した真理を釈迦の前で説くという内容で、『維摩経』は

「維摩詰」という世俗の覚者が文殊菩薩と問答するという内容です。この二つの経典によって、太子は世俗の男女のあるべき姿を伝えようとしたのだと言われています。

次に、太子が試みたのが冠位12階の制定でした。これは、血縁に関係なく、個人の能力を基準として、国家が役人を任命する制度です。これによって、「生まれ」という関係（つまり、一族の利益）にしばられない「役人」を創ったわけですが、この制度の導入によって氏姓制度が廃止されたわけではありませんが、国家から任命され、国家に忠誠を尽くす、つまり、一族よりも国家・人民を重んじる官吏という存在が部分的に登場したのです。

姓が氏族に与えられ世襲されたのに対して、冠位は個人を対象としており、一代限りで功績によって昇級が認められていました。それぞれの位の名称は、儒教の五常の徳目（仁義礼智信）に「徳」を加え、それぞれを大小に分けることによってつけられました。すなわち、大徳・小徳・大仁・小仁・大礼・小礼・大信・小信・大義・小義・大智・小智です。そして、それぞれに応じた12の冠を色で区別しました。この名称には、国家のために働く官吏に要求される徳目を列挙するという意味が込められていました。

5. 17条憲法の中身

冠位12階の後に定められた17条憲法の目的は、第12条に書き込まれた新しい国家像を具体的に機能させていくべき官吏、「生まれ」という関係（一族の利益）にしばられない「役人」の心得・道徳を詳しく示すことにありました。

私は、その中身は3つに分けて理解できていると思っています。第一は官吏の基本的な徳目としての「背私向公」です。つまり、自分の個人的な利益を捨てて、公のために尽くそうとすることです。第15条には次のように書かれています。

「十五にいう、私心に背いて公事に従うことが、臣としての道である。およそ人に私心があれば、必ず恨みが生じる。恨みがあれば、協調ができず、協調がなければ、私心によって公事を妨げることになる。また恨みがあれば、制度に背いて、法を犯すことになる。それゆえ、初章に、上と下は和み睦み合って合意せよと述べたのは、それもこの事を言うのであると」

第二は、「背私向公」を具体化する方法としての「話し合いの奨励」です。第17条と第1条がそれに当たります。

「十七にいう、物事を独断で決めてはならない。必ず衆人と議論せよ。小事は些細であるから、必ずしも衆人に議らなくてもよい。ただし大事を論じる時には、もしや過失があるかもしれない。それゆえ、衆人とともに検討する時、事は道理にかなうものとなろうと」

「一にいう、和を尊び、逆らい背くことのないようにせよ。人はみな党類を組むが、賢者は少ない。それゆえ、あるいは君父に従わず、あるいは近隣の人と諍う。しかし、上下の者が和み睦み合い、事を論じて合意に至れば、事の道理は自然に通じる。何事であれ、成就しないものはないと」

第三は、「背私向公」から派生する諸々の徳目です。それを、17条憲法の順番に従って挙げていくと、次のようになります。

まず、第2条では仏教の教えを尊ぶことを説いています。

「二にいう、篤く三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧である。すなわち一切の生類の行き着くところであり、すべての国々の究極の教えである。どういう世であれ、どのような人であれ、この法を尊ばないことはない。人は極悪である者は少なく、よく教えると従うものである。そもそも三宝によらずして、いったい何で邪悪を正せようかと」

第3条では、法に従うことの大切さが説かれています。当時、王の命令（詔）が最も重い法律でしたから、詔には必ず従え（承詔必謹）という言い方で法に従うことの大切さが説かれています。

「三にいう、詔を承ったなら、必ず謹んで従え。君は天であり、臣は地である。天は覆い、地は載せる。そうして四季がめぐり、万物が生成するのである。地が天を覆おうとすれば、万物は破滅することになる。そこで、君が命じ、臣が承る。上が行えば、下は従う。それゆえ、詔を承ったなら、必ず謹んで従うべきである。謹んで従わないならば、自滅することになる」と

第4条では、冠位12階において3番目に位置づけられていた礼の大切さが説かれています。

「四にいう、群卿や百官は、礼をすべての根本とせよ。人民を治める根本は、必ず礼にある。上に礼がなければ、下は乱れ、下が礼を失えば、必ず罪を犯す者が現れる。それゆえ、群臣に礼があれば、位の序列は乱れない。人民に礼があれば、国家は自然に治るであろうと」

第5条では私欲の放棄と公平な裁判の大切さが説かれています。

「五にいう、食を貪らず、物欲を棄てて、公明に訴訟を裁け。人民の訴えは、一日に千件ある。一日でさえこうであるから、まして年を重ねると、なおさら多くなる。近頃、訴訟を裁く者は、利益を得るのが普通になり、賄賂を見てから申し立てを聞く。財ある者の訴えは、石を水に投げ込むようなもので必ず通り、貧しい者の訴えは、水を石に投げかけるようなもので、受け入れられることはない。それでは、貧しい民はなすすべもなく、臣としての道もまた、欠けることになるろうと」

第6条では、悪を懲らしめ、善を勧めることの大切さが説かれています。

「六にいう、悪を懲らし善を勧めよというのは、古の良い教訓である。それゆえ、人の善は隠すことなく、悪を見れば必ず正せ。おもねり偽る者は、国家を覆す利器であり、人民を滅す鋭い剣である。また媚びへつらう者は、上に対しては好んで下の過失を告げ、下に向かっては上の失敗を誹謗する。このような人はみな、君に対する忠誠の心がなく、民に対する仁愛の念がない。これが大乱の本になるのであると」

第7条では適材適所の大切さが説かれています。

「七についう、人にはそれぞれの任務がある。任用に乱れがあってはならない。賢哲を官に任じれば、称賛の声が起るが、奸人が官になれば、頻繁に乱が起る。生まれつき分別のある人は少ない。よく思慮して聖人となるのである。事の大小にかかわらず、適切な人事によって必ず治るだろう。時の緩急にかかわらず、賢者を迎えれば自然に鎮まるだろう。そうすれば、国家は永久で、社会も安泰である。それゆえ、古の聖王は、官のために人を求めたのであり、人のために官を設けることはなかったと」

第8条と第13条では、仕事に励むことの大切さが説かれています。

「八にいう、群卿や百官は、早く出仕して遅く退出せよ。公務はゆるがせ

にできず、終日やってもやり尽くせない。それゆえ、遅い出仕は急用に間に合わず、早い退出は必ず仕事をやり残すであろうと」

「十三にいう、諸々の官に任用された者はみな、それぞれの職掌を理解せよ。あるいは病気のために、あるいは使命のために、務めを休むこともある。しかし職務をよく知ることのできる時には、昔から熟知しているように対応せよ。自分が関知しないことを理由に、公務を妨げてはならないと」

第9条では、冠位12階において4番目に位置づけられていた信の大切さが説かれています。信とは言葉と行いが一致することです。

「九にいう、信は道義の根本である。あらゆる事に信がなければならぬ。善と悪、成功と失敗の要は、必ず信にある。群臣ともに信があれば、何事であれ、成就しないものはなく、群臣に信がなければ、万事はことごとく失敗するであろうと」

第10条では、人間の知性の限界を弁えた上での謙虚な心構えの大切さが説かれています。

「十にいう、心に恨みを抱かず、顔に憤りを表さず、人が自分と違うからといって、怒ってはならない。人にはみな心があり、心にはそれぞれの考えがある。相手が正しいと思っても、自分は間違っていると思い、自分が正しいと思っても、相手は間違っていると思う。自分は聖人ではなく、相手が愚人でもない。共に凡夫なのである。是非の理を、いったい誰が定めることができようか。お互いが賢であり愚でもあって、鑿に端がないようなもので区別はつかない。それゆえ、相手が怒ったら、省みて自分の過失を恐れよ。自分ひとりがよいと思っても、衆人の考えに従って同じように行動せよと」

第11条では、功罪をはっきりと見極めて、適切に賞罰を行うことの大切さが説かれています。

「十一についで、功罪をはっきりと見分けて、それに応じた賞罰を行え。功績に賞を与えず、罪過に罰を科さないことがある。政事を執る群卿は、賞罰を明確に行わなければならないと」

第14条では、嫉妬を強く戒めています。

「十四にいう、群臣や百官は嫉妬してはならない。自分が人を妬めば、人もまた自分を妬む。嫉妬心は際限がない。よって、知識が自分より勝っていれば喜ばず、才能が自分より優れていれば嫉妬する。それゆえ、五百年の間に一人の賢人に遭遇し、千年に一人の聖人の出現を待つさえ難しい。しかし、賢人聖人を得なければ、いったい何によって国を治めればよいのかと」

第16条では、的確な状況の把握とそれに応じた行政の大切さが説かれています。

「十六にいう、民を使うのには時節を考慮せよというのは、古の良い教訓である。それゆえ、冬の月には、時間に余裕があるので、民を使役してもよい。春から秋までは、農耕や養蚕の季節であり、民を使役してはならない。農作しなければ、いったい何を食えばよいのか。養蚕しなければ、いったい何を着ればよいのかと」

6. 聖徳太子の業績の現代的意義

さて、現代日本においては、長引く不況の中で、公務員を志望する若者が増えていきます。その志望理由を聞くと「安定しているから」という答えが多く返ってきます。自分の生活の安定を求めること自体は、もちろん悪いことではありませんが、それが公務員を志望する唯一最大の理由であっては困ります。何故なら、初めの方でも説明したように、公務員とは、みんなのために働く人だからです。自分の安定ではなくて、みんなの安定を第一に考えなければならぬのが公務員なのです。

このような公務員の本質が忘れられているからでしょうか。新聞やテレビのニュースでは、毎日のように公務員の不祥事が報道されています。こういう時代だからこそ、日本において、公務員がはじまった時に、どのような心構えや態度が大切だと考えられていたのかを思い出し、現状に照らして反省してることが必要なのではないのでしょうか。

○聖徳太子の主な業績

- 574年 誕生.
- 592年 叔母の推古天皇即位.
- 593年 皇太子、摂政となる（20才）.
- 594年 「三宝興隆の詔」.
- 600年 第1次遣隋使派遣.
- 603年 冠位12階の制定.
- 604年 17条憲法の制定.
- 606年 推古天皇に『勝鬘経』『法華経』を講義.
- 607年 「神祇鎮祭の詔」. 第2次遣隋使派遣.
- 608年 第3次遣隋使派遣.
- 611年 『勝鬘経義疏』完成.
- 613年 『維摩経義疏』完成.
- 614年 第4次遣隋使派遣.
- 615年 『法華経義疏』完成.
- 620年 『天皇記』『国記』『臣連伴造国造百八十部ならびに公民などの本記』を記録.
- 622年 薨去（49才）.

【参考文献】

- 坂本太郎『聖徳太子』（人物叢書），昭和54年，吉川弘文館.
- 花山信勝『聖徳太子と憲法十七条』，昭和57年，大蔵出版.
- 高森明勅『歴史から見た日本文明』，平成8年，展転社.
- 中村元『聖徳太子』（中村元選集〔決定版〕別巻6），平成10年，春秋社.
- 高森明勅『この国の生い立ち』，1999年，PHP研究所.
- 中村元『法華経』（現代語訳 大乘仏典2），平成15年，東京書籍.
- 中村元『維摩経』『勝鬘経』（現代語訳 大乘仏典3），平成15年，東京書籍.